

## 相続放棄の添付書類一覧表

この一覧表は、仙台家庭裁判所の例です。

それぞれの場合に応じて、添付書類は相続放棄の申述書と同時に提出してください。

ただし、相続放棄の熟慮期間（3か月）の末日が迫っている場合は、全ての添付書類がそろっていないくても、申述書とその時点でそろえられた添付書類を先に提出して受付手続をすませてください。

申述書等を持参して提出する場合は、必ず**印鑑（認め印で可）**と、**身分証明書（運転免許証、保険証等）**をご用意ください。

配偶者・第1順位の相続人	
被相続人の死亡の日から <b>3か月以内の申述</b>	被相続人の死亡の日から <b>3か月を過ぎるの申述</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 申述人の戸籍謄本</li> <li>② 被相続人の戸籍謄本 (申述人と同一の戸籍の場合 不要)</li> <li>③ 被相続人の住民票除票又は戸籍附票</li> <li>④ <b>第1順位の相続人が孫の場合</b>は、孫の親 (被相続人の子)の死亡がわかる戸籍謄本も必要</li> <li>⑤ 収入印紙 800円分</li> <li>⑥ 切手 84円×2枚 <b>(本人の持参による提出の場合は、</b> 84円×1枚)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①～③ 左記と同じ</li> <li>④ <b>第1順位の相続人が孫の場合</b>，左記と同じ</li> <li>⑤ <b>債権者からの催告書や支払通知が届いた場合は</b>， 債権者からの通知等（郵送されてきた場合はその封筒の表裏も）のコピーも必要</li> <li>⑥ 収入印紙 800円分</li> <li>⑦ 切手 84円×3枚 10円×1枚</li> </ul>

第2順位・第3順位の相続人	
先順位の相続人全員の相続放棄が受理されてから、又は、被相続人の死亡の日から（先順位者が不存 在の場合） <b>3か月以内の申述</b>	先順位の相続人全員の相続放棄が受理されてから、又は、被相続人の死亡の日から（先順位者が不存 在の場合） <b>3か月を過ぎるの申述</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 申述人の戸籍謄本</li> <li>② 被相続人の戸籍謄本 (被相続人の<b>出生時に初めて記載された戸籍から、その後作成された全ての戸籍の謄本</b>が必要)</li> <li>③ 被相続人の住民票除票又は戸籍附票</li> <li>④ <b>第3順位の相続人の場合</b>は、第2順位の相続人の死亡がわかる戸籍謄本も必要</li> <li>⑤ <b>第3順位の相続人が甥姪の場合</b>は、甥姪の親（被相続人の兄弟）の死亡がわかる戸籍謄本も必要</li> <li>⑥ 収入印紙 800円分</li> <li>⑦ 切手 84円×2枚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①～③ 左記と同じ</li> <li>④, ⑤ <b>第3順位の相続人の場合</b>，左記と同じ</li> <li>⑥ <b>債権者からの催告書や支払通知が届いた場合は</b>， 債権者からの通知等（郵送されてきた場合はその封筒の表裏も）のコピーも必要</li> <li>⑦ 収入印紙 800円分</li> <li>⑧ 切手 84円×3枚 10円×1枚</li> </ul>

※戸籍謄本類は、数人が同時に提出する場合は、共通するものは1通だけで足りる。

※同じ被相続人の相続放棄に関して、別の相続人が既に裁判所に提出している戸籍謄本類は、提出不要です。

※提出する戸籍謄本類は、発行日から3か月以内のものでお願いします。

※提出時に戸籍謄本類を確認して、さらに戸籍謄本等が必要になった場合は、そのお取り寄せをお願いすることもあります。

※切手は、使用しなかった分はお返ししますが、その際にやむを得ず小額切手と交換することがあります。